

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 定期監査

部 局 名：財務部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
[財政課] (1) 備品等管理事務について ア 備品の管理が適正でないもの 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。 しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な管理をされたい。 [管財課] (1) 公有財産管理事務について ア 普通財産の貸付手続きがされていないもの 大分市公有財産規則の規定では、部長等は、普通財産を貸し付けようとするときは、当該普通財産を借り受けようとする者に普通財産貸付申請書を提出させ、必要書類を整備してその手続をしなければならないとされている。 しかしながら、公民館敷地内の電柱等について普通財産貸付の手続がされていなかった。 今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。	[財政課] ご指摘のありました件につきましては、大分市物品取扱規則に基づき、物品処分通知書を会計課宛提出いたしました。 今後は、規則に従い適正な管理に努めます。 [管財課] ご指摘のありました公民館敷地内の電柱等については、九州電力(株)との間に令和7年1月1日から貸付契約を締結するとともに、電柱等が設置された平成16年3月から令和6年12月までの貸付料を遡って納付してもらいました。 今後は、規則に従い適正な事務処理を行ってまいります。	